

情報通信審議会議事規則

平成十三年一月十七日
情報通信審議会決定第一号

(目的)

第一条 情報通信審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営については、この規則の定めるところによる。(会議の招集)

第二条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。)に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。なお、この会議を行った場合は、会長が召集する次の会議に報告しなければならない。

(議長)

第三条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(諮問及び答申等)

第四条 審議会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会の答申又は意見は文書をもって行う。

3 会長は、委員の中から起草委員を命じ、答申又は意見の案の起草をさせることができる。

4 答申書は、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映されたものとする。

(意見の聴取)

第五条 審議会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。

2 前項によるほか、国民生活と密接な関係を有する事項を調査審議するに当たり、必要と認めるときは、広く国民から意見を募集することができる。

3 審議会は、前二項の意見の聴取又は募集に係る事項の調査審議に当たり、聴取又は募集した意見を参考としなければならない。

4 第一項及び第二項により聴取又は募集した意見は、これを整理し公表しなければならない。

(職員の出席)

第六条 会長は、必要と認めるときは、関係の職員の会議への出席を求めることができる。

(議事録)

第七条 審議会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開催の日時(開会及び閉会の時刻を含む。)及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名
- 四 出席した関係職員の所属及び氏名
- 五 議題
- 六 調査審議の内容
- 七 議決事項
- 八 その他必要な事項

2 議事録は、前項第二号から第四号の委員等の確認を得て作成し、会長の承認を得るものとする。

(議事録等の保存)

第八条 会議に配付された資料及び議事録(以下「議事録等」という。)は、審議会の事務局において保存する。

(議事録等の公開)

第九条 会議は、原則として、非公開とする。ただし、会議終了後、会長は報道機関等への情報提供により、調査審議の概要及び議決事項を公表する。

2 議事録等は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当該議事録等の関係者若しくは第三者の権利、利益、又は公共の利益を害するおそれがある場合、審議会は、その一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。

(分科会)

第十条 情報通信技術分科会(以下「分科会」という。)の議事の手続その他分科会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

2 分科会への付議について疑義のあるときは、会長及び分科会長が協議する。

3 分科会の議事については、次の審議会に報告しなければならない。

4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第十一条 審議会に、次の部会を置く。

一 情報通信政策部会

二 電気通信事業部会

三 有線放送部会

2 分科会に、次の部会を置く。

一 ITU R部会

二 ITU T部会

3 審議会又は分科会の定めるところにより、特別の事項を調査審議させるため部会(以下「特別部会」という。)を置くことができる。

4 部会の議事の手続その他部会の運営については、第二条から第九条までの規定を準用する。

5 部会への付議について疑義のあるときは、会長又は分科会長及び関係部会長が協議する。

6 部会の議事については、次の付議に係る審議会又は分科会に報告しなければならない。

7 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(部会の所掌事務)

第十二条 前条第一項の部会の所掌等は、別記一から別記三のとおりとする。

2 前条第二項の部会の所掌等は、分科会の定めるところによる。

3 前条第三項の特別部会の所掌は、その設置のときに審議会又は分科会において定める。

附 則

この規則は、平成十三年一月十七日から施行する。